



## 落書き、ダメ、ぜったい！

道路構造物への”落書き”が度々発見されています。落書きは、単なる”いたずら”では済まされません。場合によっては「器物損壊罪」や「構造物損壊罪」という罪に問われます。

落書きを消すための労力・費用がかかるのはもちろん、街の景観を損ねるという点も問題です。

落書きはやめましょう。

### 【発見された落書きの例】



今年の春に発見されました。これは警察へ被害届を提出しました。



小規模ですが、スプレーでやられました。これを消すのも一苦勞です。



やめて！！



ダメ！！

